

し  
知ろう 防ごう

しょう しょう しゃぎやくたい  
障がい者虐待



しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう  
**障害者虐待防止法**は障がいのある人へのあらゆる虐待を禁止しています

ぎやくたい ほうけん ひと つうほう ぎむ  
虐待を発見した人には通報の義務があります

ぎやくたい ぎやくたい うたが き すみ つうほう そうだん  
虐待・虐待の疑いに気づいたら速やかに通報・相談をしてください

しょう しゃ  
障がい者とは？

しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう ほかしんしん きのう しょう かた  
身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他心身の機能の障がいがある方

しょうがいしゃてちょう しゅとく かた さいみまん かた ふく  
※ 障害者手帳を取得していない方や18歳未満の方も含まれます

**宍粟市**

(令和3年度作成)

ぎゃくたい しゅるい  
**虐待の種類**


かてい ぎゃくたい  
**家庭での虐待**  
 (ようごしゃぎゃくたい)  
 (養護者虐待)

しょうがいしゃのみまわりのせわ  
 や金銭管理をしている家族  
 や親族、または同居人など  
 による虐待




しせつ ぎゃくたい  
**施設での虐待**  
 (じゅうじしやぎゃくたい)  
 (従事者虐待)

しょうがいしゃふくしせつしょうがいふくし  
 サービス事業所で働いてい  
 る職員による虐待



かいしゃ ぎゃくたい  
**会社での虐待**  
 (しょうしやぎゃくたい)  
 (使用者虐待)

しょうがいしゃをこようしている  
 事業主 (上司など) によ  
 る虐待



ぎゃくたい はっせい たいおう  
**虐待が発生したときの対応**

ぎゃくたい はっせい  
**虐待の発生**

ようごしゃぎゃくたい  
**養護者虐待**

じゅうじしやぎゃくたい  
**従事者虐待**

しょうしやぎゃくたい  
**使用者虐待**

↓  
 ほんにんからの相談  
 発見者からの通報

↓  
 ほんにんからの相談  
 発見者からの通報

↓  
 ほんにんからの相談  
 発見者からの通報

しそうししょうがいしゃぎゃくたいほうし  
**宍粟市障害者虐待防止センター** (しょうがいふくしか)  
 (障害福祉課)  
 平日 (8:30~17:15) TEL 0790-63-3101  
 平日夜間 (17:15~翌8:30)・土・日・祝 TEL 0790-63-3000



↓ 報告 ↓ 通知  
**兵庫県**

↓ 報告  
**都道府県労働局**

ぎやくたい

こうい

# 虐待になるのはどんな行為？

しんたいてきぎやくたい

## 身体的虐待

たたく 殴る 蹴る つねる やけどさせる 縛りつける

閉じ込める 食べられないものを無理やり口に入れる

せいてきぎやくたい

## 性的虐待

性的行為を強要する 裸にする

わいせつな話をしたり、画像や映像をみせる

しんりてきぎやくたい

## 心理的虐待

怒鳴る ののしる 話しかけられても無視する 仲間に入れない

日常的にからかったり、「ばか」「あほ」など侮辱する言葉を使う

子ども扱いをして自尊心を傷つける

ほうき ほうにん

## 放棄・放任（ネグレクト）

十分な食事を与えない 不潔な環境で生活させる

必要な医療やサービスを受けさせない

けいざいてきぎやくたい

## 経済的虐待

勝手に財産や預貯金を使う 日常生活に必要なお金を与えない

ふてきせつ きんせんかんり  
不適切な金銭管理



ぎやくたい

おも

# 虐待かな？と思ったら・・・

ひとりで抱え込まず、ご相談ください。

また、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した方は

すみやかに通報する**義務**があります。

虐待かどうかの判断は必要ありません。

少しでも疑いがあると思われたら勇気をもってご相談ください。

ご協力よろしくおねがいします。



虐待相談窓口

し そう ししょうがいしゃ

宍粟市障害者

ぎやくたいぼうし

虐待防止センター

メール：shogaifukushi-kk@city.shiso.lg.jp

平日（8：30～17：15）

TEL 0790-63-3101

FAX 0790-63-3062

平日夜間（17：15～翌8：30）

土曜・日曜・祝日

TEL 0790-63-3000

FAX 0790-63-3062

（受信のみ）

